鹿児島県警察における横領被害に係る証明事務取扱い要領について（概要）

（平成31年２月４日　鹿捜二第22号）

本通達は，鹿児島県警察における横領被害に係る証明事務の取扱い要領について定めたものである。

本通達の主な内容は，

○　趣旨

○　願出者

○　願出理由

○　証明事項

○　証明者

○　願出手続

○　証明事務の担当

○　証明事務の手続

○　幹部派出所における取扱い

○　記録簿の保存期間

等である。